

【 令和6年度戸田市奨学資金貸付制度のあらまし 】

経済的な理由で修学困難な世帯の生徒・学生本人に選考のうえ、奨学資金を貸付します。

1 申請条件

① 対象となる学校の範囲

高等学校、高等専門学校（第1学年～第3学年まで）、専修学校（高等課程：正規の課程が2年以上）

大学、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年）、専修学校（専門課程：正規の課程が2年以上）

以上の学校に在学中または、入学を許可された人（大学院は対象外です。）

ただし、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学を卒業して2年を経過していない人

同一学種（注）における貸付けは、貸付期間の合計年数が学校の定める修業年限の期間内とする。

（注）学種とは、高校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）の別をいう。

② 居住の条件 戸田市内に居住している世帯であること。

③ 市税完納の条件 市税等を完納している世帯であること。

④ 連帯保証人の条件（親権者可）

戸田市内に居住し（※₁）市区町村民税を課税され、市税等を完納している連帯保証人があること。

※₁ 戸田市内に連帯保証人がいない場合は、1都6県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）に居住されている方も同様の条件で連帯保証人の資格を有することができます。

⑤ 世帯の所得が低く、学資が不十分であること。

原則として**同一世帯の市区町村民税課税標準額（※₂）の合計が500万円未満の世帯**であること。

※₂ 課税標準額とは、所得金額から所得控除額を引いたもので、特別徴収税額の決定通知書または納税通知書に金額が記載されています。（年収の額とは異なります。）

2 貸付額（実際の貸付は、半年分ごと、年間2回（4月末・10月末）です。）

高等学校、 高等専門学校（1学年から 3学年まで）、 専修学校（高等課程）	国公立	年額 120,000円 (月額 10,000円)
	私立	年額 180,000円 (月額 15,000円)
大学、短期大学、 高等専門学校（4学年及び 5学年）、 専修学校（専門課程）	国公立	年額 240,000円 (月額 20,000円)
	私立	年額 300,000円 (月額 25,000円)

3 返済方法

貸付額全額を卒業後6ヶ月据え置きの後、最長10年間で均等月払いです。

返済額に**利子は付しません。**

4 奨学金手続フローチャート

奨学金申込みから決定・貸付・返済までの流れ

—第1回目（4月からの奨学生）募集— *新入生・進級生対象



—第2回目（10月からの奨学生）募集— *在校生対象



5 令和6年度貸付実施予定

	第1回目 (令和6年4月からの 奨学生募集) *新入生・進級生対象	第2回目 (令和6年10月からの 奨学生募集) *在校生対象
『広報戸田市』 募集記事掲載	令和6年2月号	令和6年8月号
申請書配付期間	令和6年2月1日(木)～	令和6年8月1日(木)～
申請書受付期間	令和6年3月11日(月) <u>～25日(月)</u> ※令和6年度第1回目は締切が 早くなっています	令和6年9月2日(月) ～17日(火)
貸付実施時期	令和6年4月末	令和6年10月末

6 申請時提出書類(※提出先: 戸田市役所3階 教育委員会事務局 教育総務課)

- ① 奨学資金貸付申請書(第1号様式)
② 家庭票(第2号様式)
③ 推薦書(在学中の学校に記載を
依頼してください。)(※₃)
- ④ 成績証明書(在学中の学校で申請してください。最新の通知表のコピー可。)(※₄)
⑤ 在学証明書(在学中の学校で申請してください。)(※₅)
⑥ 市税完納証明書(未納税額のない証明書)(最新のもの)(※₆)
(収納推進課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請してください。市
外の方の場合は、納期が到来している税額に未納がないことを証明するもの。)
- ⑦ 課税証明書または非課税証明書(最新のもの)(※₇)
(税務課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請してください。)

教育総務課・美笹支所・戸田公園駅前行政
センターで配布します。
ホームページからもダウンロードできます。

- ※₃ ③は、高等学校等卒業程度認定試験の合格者については、合格証明書
※₄ ④は、高等学校等卒業程度認定試験の合格者については、合格成績証明書
※₅ ⑤は、第1回目の申請の場合、申請時の提出は不要です。入学または進級して
から4月中旬頃にご提出ください。

- ※₆ ⑥は、申請者の世帯に属する全員及び連帯保証人
(同一人の場合は1通)
※₇ ⑦は、親権者、連帯保証人(同一人の場合は1通)及び
申請者と同一世帯で、収入がある方全員

の分が必要です。

- ★ ⑥及び⑦の書類は、奨学資金貸付申請書に個人番号を記入した場合、提出不要となります。なお、個人番号を記入される際には、別紙「個人番号を記入して奨学資金貸付申請を行う際の注意事項について」を必ずお読みください。

7 貸付の決定

選考委員会にて、貸付者を決定します。申請により貸付が決定されるものではありません。結果は貸付の可否にかかわらず郵送で通知します。

8 戸田市奨学資金貸付制度以外の奨学金等制度について

対象	制度	実施主体	内容	問い合わせ先	
高校生	高等学校等就学支援金制度	文部科学省	国公私立問わず、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯（※1）の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給します。 ※1 詳細は文部科学省ホームページをご確認ください。	在学中の高校 または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652	
	埼玉県立高等学校の授業料等減免制度	埼玉県	修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、授業料及び入学料を免除します。 ただし、授業料については、無償となる生徒は対象になりません。	在学中の高校 または 埼玉県総務部学事課 高等学校担当 048-830-2725	
	埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金制度		県が認可した私立高等学校等に通学する生徒の授業料等負担を軽減するため、国の就学支援金の支給に上乗せして、授業料及び入学料の一部を補助します。		
	埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度		埼玉県に在住で、市町村民税所得割額が非課税相当の世帯に支援を行う制度です。世帯の状況に応じて、授業料以外の教育費に必要な経費への支援として返還不要の給付金を支給します。	在学中の高校 または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652	
	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金制度			在学中の高校 または 埼玉県総務部学事課 高等学校担当 048-830-2725	
	埼玉県高等学校等奨学金制度	戸田市	高等学校等（県内・県外）に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象に奨学金を貸与します。	在学中の高校 または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652	
	埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費		高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年を対象に修学奨励費を貸与します。	埼玉県教育局 高校教育指導課 048-830-6765	
給付	未来へはばたく人育成資金給付金制度	戸田市	国公立高等学校における授業料以外の教科書代や学用品等における費用の一部を給付します。	戸田市教育総務課 048-424-9582	
大学生	貸付・給付		(株)日本学生支援機構奨学金	大学等に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象に奨学金を貸与又は給付します。	在学中の学校
	貸付	埼玉県	本多静六博士奨学金	学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある学生を対象に奨学金を貸与します。	埼玉県 農林部森づくり課 048-830-4310
高校生・大学生共通	貸付	埼玉県	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さん・寡婦の方の経済的自立や、扶養している子（20歳未満）の福祉増進のために必要な資金を貸与します。（就学支度資金、修学資金等）	埼玉県 東部中央福祉事務所 048-737-2359
			戸田市	入学準備金貸付制度	高等学校等、大学等に入学を希望する生徒・学生の保護者で入学準備金の調達に困難な方に、入学準備金の貸付を行います。
		奨学資金貸付制度		経済的な理由により修学困難な世帯の高等学校等の生徒・大学等の学生本人に、奨学資金の貸付を行います。	
		(株)日本政策金融公庫 国の教育ローン		教育資金を必要とする方に教育貸付を行います。	教育ローンコールセンター 0570-008656

制度の概要・申込等につきましては、学校または各団体にお問い合わせください。

戸田市ホームページにも奨学金に関する情報を掲載しています。
市へ提出する書類のダウンロードもできますのでご利用ください。



←スマートフォンは
こちら

戸田市 奨学金

検索



戸田市教育委員会事務局 教育総務課

電話 048-424-9582 (直通) F A X 048-443-9033

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

2024.1.26 作成